# 第177回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 平成28年3月18日 (金)

午後1時30分~午後2時10分

場 所 群馬県議会3階 302会議室

## 第177回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成28年3月18日(金) 午後1時30分~午後2時10分
- 2 場 所 群馬県議会3階 302会議室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、田中麻里、堀越恒弘、小林 享、小山 洋 石川雄一(代理 桑原正明)、石田寿(代理 佐藤榮一) 大手治之、井下泰伸、高橋正、井田泰彦、大川陽一
- 4 欠席委員 日垣由美、金子正一
- 5 事務局幹事出席者 都市計画課 中島課長、佐藤室長、富沢次長、大塚次長
- 6 議案
- 第1号議案 藪塚都市計画道路の変更 (3·3·2 号藪塚北部1号幹線ほか1路線) について 第2号議案 富岡都市計画道路の変更 (3·4·5号上町酢ノ瀬線ほか3路線) について
- 7 議事概要 別紙のとおり

# 第177回群馬県都市計画審議会 議事概要

## (司会=中島課長)

お待たせいたしました。ただ今から、第177回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の中島でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日、御出席をお願い致しました委員の皆様は、15名でございますが、現在13名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第五条第一項の規定による「定足数二分の一以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていた だきたいと思います。

それでは、委員の異動報告を行います。

#### (富沢次長)

お手元の群審報第109号をご覧下さい。前回の審議会で市町村の長を代表する者として、群馬県町村会長であった貫井孝道様が1月31日付けで退任されましたことを御報告いたしましたが、その後、群馬県町村会の新会長として、金子正一様が2月9日に就任しまして、同日付をもって当審議会の委員就任となりました。

以上でございます。

# (中島課長)

つづいて、開会にあたりまして、丸山会長からご挨拶をお願いいたします。

#### (議長=丸山会長)

本日は、第177回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が2件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

# (中島課長)

それでは、これより「議事」に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願い致します。

## (丸山会長)

議案の説明は幹事からいたします。御了承を願います。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願い致します。田中委員と小林委員にお願いいたします。

ここで事務局から本日の傍聴者について御報告願います。

## (富沢次長)

本日の傍聴者はございません。

# (丸山会長)

それではただ今から、議案の審議を行います。

第一号議案「藪塚都市計画道路の変更(3・3・2号藪塚北部1号幹線ほか1路線)について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

## (大塚次長)

都市計画課の大塚です。よろしくお願いいたします。

それでは第1号議案「藪塚都市計画道路の変更(3・3・2号藪塚北部1号幹線ほか1路線)の変更について」ご説明いたします。お手元の議案書1ページとあわせて、添付図面の図1又はスクリーンを御覧下さい。

今回の変更路線は都市計画道路 3・3・2 号藪塚北部 1 号幹線と都市計画道路 3・5・7 号 大間々尾島線の 2 路線です。

まず、都市計画道路 3・3・2 号藪塚北部 1 号幹線は、桐生市と伊勢崎市をつなぐ主要地方道桐生伊勢崎線の一部を形成する延長約 2,120m、基本幅員 25m の都市計画道路です。 そのうち、今回変更する区間は、赤色で示した区間の延長約 1,540m になります。

また、藪塚北部 1 号幹線と交差します都市計画道路 3・5・7 号大間々尾島線は、みどり市と太田市を南北につなぐ主要地方道大間々世良田線を形成する延長約 4,660 m、基本幅員 13 mの都市計画道路です。そのうち、今回変更する区間は、赤色で示した区間の延長約230 mになります。

今回の都市計画道路の変更については、赤丸で囲まれた都市計画道路 3・3・2 号藪塚北部 1 号幹線と都市計画道路 3・2・1 号藪塚西部幹線との交差点を立体交差計画から平面交差計画に変更することと、それから藪塚北部 1 号幹線に関して、歩道幅員の変更に伴い、道路の全体幅員を見直すものです。

添付図面の図2計画図(1)又はスクリーンを御覧下さい。

ここで一部図面の訂正がございます。皆さんのお手元の図面に $3 \cdot 2 \cdot 2$  号と書いてありますが、これは $3 \cdot 3 \cdot 2$  号の誤りでございます。以後、 $3 \cdot 2 \cdot 2$  号とありましたら、 $3 \cdot 3 \cdot 2$  号と読み替えていただけますようお願いいたします。

こちらの図では都市計画道路 3・3・2 号藪塚北部 1 号幹線と 3・2・1 号藪塚西部幹線との交差点部分の計画図を示しております。

先ほど説明したとおり、本交差点区間については立体交差計画を平面交差計画に変更するものであり、変更前の計画をオレンジ色、変更後を赤色で示しました。もともと立体交差につきましては、こちらの藪塚北部1号幹線の方が上になって計画されているものでございます。詳しくは、拡大した図面にて後ほど説明させて頂きたいと思います。

続いて添付図面の図3計画図(2)又はスクリーンを御覧下さい。都市計画道路3・3・2号藪塚北部1号幹線と3・5・7号大間々尾島線との交差点部分の計画図を示しております。変更前の計画をオレンジ色、変更後を赤色で示し、今回の変更対象外の区間について

は青色で示してございます。こちらについても、拡大した図面にて後ほど詳しい説明をさせて頂きたいと思います。

添付図面の図4参考図又はスクリーンを御覧下さい。まず、都市計画道路3・3・2号藪塚北部1号幹線について、一般部の道路幅員の変更内容をご説明いたします。藪塚北部1号幹線の変更前の歩道幅員は、緑色で示されている1.5 mの植樹帯を含めて4.5 mとなっていましたが、本地区は太田市郊外部であり、周辺は豊かな田園地帯であることなどを考慮し、植樹帯を設置しない構造といたします。その結果、歩道幅員は、道路構造令で定める自転車歩行者道の幅員に、路上施設帯を含めた3.5 mへ変更となります。また、車道幅員は変更しませんが、中央帯幅員を2.0 mから道路構造令に基づいた1.75 mに変更します。これは道路構造令の必要最小限な幅員ということで標準的な幅員ということで決めさせて頂きました。この結果、都市計画道路3・3・2号藪塚北部1号幹線の一般部の道路幅員は25mから22.75mに変更となります。

添付図面の図5参考図又はスクリーンを御覧下さい。大原上西交差点の変更内容についてご説明いたします。

今回の変更は交差点計画の変更となります。先ほども説明させて頂いたとおり、本交差点は、都市計画道路 3・3・2 号藪塚北部 1 号幹線と 3・2・1 号藪塚西部幹線との交差点であり、既決定では立体交差構造で計画されておりますが、将来交通量等に基づき道路計画を見直した結果、平面交差でも円滑な交通が確保できることが明らかとなりました。また、平面交差は立体交差と比べて沿道地域の環境に与える影響も少ないことから、本交差点を立体交差から平面交差に変更します。この結果、交差点部 B - B ' 断面の道路幅員は 38.45m から 29.5m に変更となります。変更といたしましては今回この立体交差となるのりこみの所の、ランプと書いてありますが、この側道の部分が必要なくなりますので、その部分がなくなっております。

続いて添付図面の図6参考図又はスクリーンを御覧下さい。桐生寄りの交差点となりますが、大原上交差点の変更内容についてご説明いたします。本交差点につきまして、今回の変更は道路幅員と大間々町側の線形の変更となります。本交差点は、都市計画道路3・3・2号藪塚北部1号幹線と都市計画道路3・5・7号大間々尾島線との交差点であります。先ほどの一般部と同様に、植樹帯を設置しない構造とすることで、交差点部C-C′断面の道路幅員は、27mから25mに変更となります。

また、大間々尾島線につきましては、道路幅員の変更はありませんが、交差点影響部における線形計画の見直しにより、約 230 m区間が変更となります。この変更につきましては、オレンジ色が変更前、赤が変更後となっておりますが、こちらの線の西側になりますが、こちらの赤い線のところが現在ある道路の端にあたります。要するに、現道にあわせる形でそこを有効活用する形で若干西側に線形を変更するということになります。

添付図面の図7参考資料又はスクリーンを御覧下さい。ただ今ご説明しました藪塚北部1号幹線ほか1路線の変更については、公述人の公募を行いましたが、公述の申し出はありませんでした。その後、都市計画法第17条に基づく変更案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はありませんでした。また、地元太田市長からは2月25日付けで変更案に対して異存ない旨回答がありました。

以上で第1号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いいたします。

## (丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いします。

## (小林委員)

2点確認をしたいのですが、まず植栽帯をなくして歩道の部分を 3.5 mにするということですが、聞き漏らしたのかもしれませんが、道路付属物と道路占用物、例えば将来出てくるような電柱とか配電盤とか、こういったものは道路本体の歩道部分で収めるということでしょうか。

# (大塚次長)

考え方としましては、3.5 mのうち3 mが歩道で、残った 0.5 mにおいて、例えば標識が立つとか、そういうものです。

# (小林委員)

配電盤とか電柱といった道路付属物は植栽帯があれば収まりがいいのですが、3.5 mの幅員の中で縁石も含めて3.5 mの中で収まるのかな、と。

# (中島課長)

電柱は現在道路の中には建てないというのが原則になっておりまして、道路の外の民地に建てていただくということになります。そうにしませんと3mの幅というものが、車いすがすれ違って1mと1m、自転車が走って1mとなっておりますので、その中に電柱が入りますとバリアになりますので、電柱は民地側に出して頂くのが原則になっております。

## (小林委員)

原則民地側のところに出すということですね。

もう1点なんですけども、用地買収の進捗状況はいかがですか。

## (大塚次長)

まだ事業化になったばかりですので、これから、ということになります。

# (小林委員)

わかりました。ありがとうございました。

## (原田委員)

当初の計画決定はいつごろでしたが。

## (大塚次長)

平成2年、ということでございます。

## (原田委員)

このたび事業化に伴って見直しをするということですかね。

20 数年計画決定がされたままということだと思いますが、他にもけっこうあると思うのですけれども、事業化ごとに見直しをしていくということでしょうか。

## (大塚次長)

そういうケースもございます。今回の場合は人口減少、将来の交通量の減少も含め、将 来のデータを踏まえ、そして立体でなくても平面で、と指定させて頂こうというものです。

# (丸山会長)

それでは、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

## (丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第二号議案「富岡都市計画道路の変更 (3・4・5号上町酢ノ瀬線ほか3路線)について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

# (大塚次長)

第2号議案、「富岡都市計画道路の変更3・4・5号上町酢ノ瀬線ほか3路線の変更」についてご説明いたします。

お手元の議案書 3ページとあわせて、添付図面の図 8、総括図、又はスクリーンをご覧ください。世界遺産となった富岡製糸場をほぼ中央に示しております。水色の線は、世界遺産のバッファゾーンを示しております。バッファゾーンとは、世界遺産を効果的に保護することを目的として、その周辺の街並みや景観を保全するために指定された区域のことであります。今回の富岡都市計画道路の変更については、都市計画道路の一部区間、こちらのオレンジの区間とこちらを廃止し、このバッファゾーン内の歴史的建造物や街並みを保全することを目的として行うものです。バッファゾーン内の都市計画道路の一部区間を廃止するため、今回の議案としましては、こちらを起点とするオレンジ色の太い線で示している、都市計画道路 2 路線  $3\cdot 4\cdot 5$  号 上町酢ノ瀬線についてですが、こちらを全て廃止し、改めて、赤色の太い線で示している部分を追加決定します。

まず、廃止する一つ目の区間についてご説明いたします。こちらのオレンジ色の太い線で示している都市計画道路 3・4・5 号 上町酢ノ瀬線は、富岡市街地の中心に位置する富岡交差点を起点として、富岡製糸場の東側を通り、市街地の環状道路である、都市計画道路富岡内匠線を終点とする、延長約 1,410 m、基本幅員 16 mの都市計画道路で、この路線のオレンジ色のところを全て廃止します。赤色の細い破線で示している、都市計画道路 本宿内匠線の交差点から、都市計画道路富岡内匠線の交差点までの区間は、都市計画道路 3・5・1 7 号馬見塚芝宮線として、富岡市が改めて追加決定します。以上その結果として、残っ

たこの部分がバッファゾーン内のということで、廃止することになります。

つづきまして、廃止する二つ目の区間についてご説明いたします。オレンジ色の太い線で示している、都市計画道路 3・4・7 号田篠一ノ宮線は、富岡市の東に接する甘楽町との行政界を起点とし、富岡市街地を横断し、国道 2 5 4 号バイパスの一ノ宮交差点を終点とする、延長約 5,430 m、基本幅員 16 mの都市計画道路で、この路線を全て廃止します。

その上で、甘楽町との行政界から富岡交差点までの延長約 2,860 mの区間を、基本幅員 16 mの都市計画道路 3・4・1 5 号田篠一ノ宮線として、改めて追加決定いたします。また、西側の七日市交差点から国道 2 5 4 号バイパスの一ノ宮交差点までの約 1,650 mの区間を、基本幅員 16 mの都市計画道路 3・4・1 6 号七日市一ノ宮線として、改めて追加決定いたします。

以上その結果として、バッファゾーン内の富岡交差点から、七日市交差点までの区間の 都市計画道路を廃止することになります。

添付図面の図9、計画図、又はスクリーンをご覧ください。この計画図については、今回対象となる路線全体の中間部分となる区間を示しております。廃止する区間をオレンジ色の2本線、追加決定する区間を赤色の2本線で示しております。

添付図面の図10、計画図、又はスクリーンをご覧ください。こちらは、甘楽町側の区間を示しております。先ほどと同様に、廃止する区間をオレンジ色の2本線、改めて追加決定する区間を赤色の2本線で示しております。

添付図面の図11、計画図、又はスクリーンをご覧ください。この計画図については、 市街地の西側である、一ノ宮交差点側の区間を示しております。同じく、廃止する区間を オレンジ色の2本線、改めて追加決定する区間を赤色の2本線で示しております。

添付図面の図12、参考図、又はスクリーンをご覧ください。先ほど、廃止する二つ目の路線として説明しました都市計画道路3・4・7号田篠一ノ宮線の区間について、全体を1枚にまとめて示した図、並びに、追加決定する田篠一ノ宮線、及び七日市一ノ宮線の、基本幅員を示しております。改めて追加決定する田篠富岡線と、七日市一ノ宮線の幅員につきましては、市街地の中心部でありますB区間を幅員20m、それ以外の区間を幅員16mで、変更前と同一の幅員で都市計画決定いたします。

添付図面の図13、参考資料、又はスクリーンをご覧ください。ただいまご説明いたしました、富岡都市計画道路、3・4・5号 上町酢ノ瀬線ほか3路線の変更については、公述人の公募を行いましたが、公述の申し出はありませんでした。その後、都市計画法第17条に基づく変更案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はありませんでした。また、地元富岡市長からは2月29日付けで、変更案に対して異存ない旨回答がありました。

以上で第2号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いいたします。

#### (丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いします。

## (原田委員)

世界遺産のバッファゾーンというのはどのように決められましたか。

## (大塚次長)

世界遺産の申請時に、世界遺産の保護を目的として、指定したということです。

# (原田委員)

県や市が案を持っていって、これがバッファゾーンですよ、ということで申請したとい うことですか。

# (都市計画課・田嶋補佐)

富岡市を担当しております都市計画課田嶋と申します。世界遺産に推薦する段階で、まず製糸場の周辺となり、製糸場を保護する区域をバッファゾーンということで、緩衝地帯ですね、こういうものを定めることが他の世界遺産でも定めないといけないということで、富岡市でもどのような区域にするかということで、富岡市と県とで調整、協議いたしまして、定めた区域ということでございます。

## (原田委員)

市の判断で定めたということですね。

## (大塚次長)

市と県、ということですね。

# (原田委員)

その世界遺産周辺の部分を環境保全するということなんでしょうけれども、それは何も 手を付けずに放っておけばいいというわけではなくて、景観保全や環境保全のためには何 らかの規制なり事業なりということをやっていく必要があると思うのですが、これは市の 事業かもしれませんが、それはどのように考えていますか。

#### (大塚次長)

富岡市は景観行政団体であり、景観計画に基づいて、このバッファゾーンのエリアを特定景観計画区域と指定いたしまして、この中を、この外とは別の規制を条例によってかけております。例えば建物の高さですとか、建て替えた場合の色ですとか、そうしたものに対して規制をかける、あるいは屋外広告物条例の中でも保全整備地区として、屋外広告物の申請の取扱いですとか、あるいは色の問題ですとか、条例の中で定めて保護をしている、そういったことをするということで、先ほども申し上げたバッファゾーン内を決定し、そうしたことを前提にするわけです。

# (原田委員)

現道との関係はどうなりますか。

## (大塚次長)

ちょうどここまでが現道で、ここが正面の城町通りということになりますので、現道は 仲町通りになります。

# (原田委員)

それは前後幅員が広くなっていますが、そこは現道が狭くなるということですか。

## (大塚次長)

はい。

## (原田委員)

それはそれでいいというわけでしょうか。

## (大塚次長)

こちらはもう既に整備が済んでおりまして、この交差点からこちらは現道の幅ですので、狭い区間になりますが、1.5 mの歩道が両側に付いていていちおうの安全が確保されているということと、あとは街全体に観光客が多くいらっしゃっているので、例えば駅からの誘導ですとか駐車場からの誘導についてできるだけこういったところを通らないように誘導していくということで、現地でも誘導をして、この地域はどちらかというと、全然通らないというわけにはいかないんですけれども、できるだけ分散して通っていっていただくという政策を採り、また、道路についても県外からお越しになる方にできるだけ、例えば間道を通って駐車場にいくとか、なるべく市内を通過しないように交通を誘導しながら、安全を確保していこうとそんな方針です。

# (大川委員)

図の12ですが、この停車帯は幅2.5 mというということでよろしいですか。

## (大塚次長)

こちらの幅 20 m区間については 2.5 mです。それ以外については 1.5 mです。

# (大川委員)

停車帯の活用方法というのはどうですか。

# (大塚次長)

沿道の方々が荷下ろしをしたり、そうしたときにこちらの車道が安全に通行できるような、計画としてはそんなところです。

## (大川委員)

駐車帯ではないのですね。

## (大塚次長)

はい。あくまで停車帯で、沿道の商店の荷さばきを行うための考えというところです。

## (大川委員)

この道路はそもそもが世界遺産に行くための誘導路、という要素があるんでしょうか。

## (大塚次長)

例えば駐車場ができるだけこのバッファゾーンの、もちろん中にもあるのですが、できるだけ外側の駐車場に誘導していくというのがあります。また、こういうところはできれば人が安全に通って頂きながら沿道を歩いて頂くということです。

# (田嶋補佐)

県外からの観光客が、富岡インターチェンジから降りて環状線を通ってバイパスに行き、 そこを左折して駅前を通ってこちらの駐車場に行き、という形で誘導をしています。

## (大川委員)

私も何回かお邪魔しているのですが、今現在はけっこうお客さんがいらっしゃっているのですが、道路幅員も狭いし、駐車場に入ればなんとか落ち着くのですが、こういった停車帯というのがのちのち無駄にならないかというのが疑問は残るのですが、その活用方法を聞きたいのですが。

# (大塚次長)

中心市街地についてはそういうことで考えております。

## (大川委員)

ありがとうございました。

#### (小林委員)

ここでの審議事項ではないのですが、ぱぁーっと見て発展する交通量というのが、例えば国道254号線で広域の交通の影響をバイパスで受けますよね、それから、上信道でもっと影響を受けますが、入ってくる車を環状道路で受けて、流入交通量は想定されるのがほぼサービスと観光客ぐらいですよね。そうすれば例えば世界遺産の場所であるということと、後ろに計画道路の標準的な断面図がありますけれども、そういう標準設計に沿ったものではなくて、どうせやるなら、質の高い道路を目指すのはどうでしょうか。道路の横断構成も、例えば観光客のことを考え、両方に判で押したように停車帯を設けて車道部を設けて歩道部を設ける、そういうのではなくて、他のところの事例になるような、もう少し工夫をした道路の横断構成を、例えば試してみるとかどうでしょうか。せっかくなので、付加価値のある道路計画を目指したらいかがかということですが。

## (大塚次長)

富岡市の方でも、世界遺産の観光誘客のためにはもてなしとしていろんなことをやっていかなくてはいけないということで、一つは、メインの通りで、こういったところを散策して頂くために、舗装を工夫したりですとか、あとはこの宮本町通りで、舗装だけは黒舗装ではなくて、色の薄いものを使ったりですとか、仲町通り、これは製糸場正面の通りなんですけれども、こういったところも、今地元の人に説明しているところなんですが、電線の地中化ですとか、歩道の再整備を考える中で、できるだけおもてなしをするようなそんな構造を作っていこうと、今地元の人たちといろいろ話し合いをしたりしています。

今後は地元の人たちといろいろ工夫してやっていけるような街づくりを考えています。

# (小林委員)

富岡市のことはわかったんですけれども、県の都市計画決定のところも、標準的な断面構成ではなくて、いろいろ工夫してほしいですね。入ってくる交通量も想定できないし、それも環状線で受けて中に入ってこない、遮断交通とする方針なので、だとするとそういう人に対応するような道路構成が当然要求されるわけで、その場合にはここで示されているような道路構成だけではないだろうなと。

## (大塚次長)

参考にさせて頂ければと思います。

# (丸山会長)

他にございますか。

それでは、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

# (「異議なし」の声)

#### (丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。以上で、本日の審議は終了致しました。

では最後に「三 その他」ですが、事務局から、何かありますか。

# (中島課長)

次回、第178回審議会の開催についてですが、通例によりますと平成28年第2回定例県議会後となる6月頃の開催でございます。

具体的には、会長に御相談して期日を決定させていただきたいと思います。

## (丸山会長)

それでは、そのようにお願いいたします。本日の審議は以上で終了させていただきます。 ありがとうございました。


(議事録署名人)